

第461回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 4 6 1 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和4年5月25日
- 2 開催場所 川越市北部地域ふれあいセンター多目的ホール
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時15分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	近藤芳宏	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	山木綾子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

### 8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	程島延幸
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	利根川孝一

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	佐藤金誉	農地利用最適化推進委員	新井計男
農地利用最適化推進委員	細田和美	農地利用最適化推進委員	田邊輝夫
農地利用最適化推進委員	野口和則	農地利用最適化推進委員	牛窪孝
農地利用最適化推進委員	永堀知己	農地利用最適化推進委員	發知孝雄
農地利用最適化推進委員	島村茂勝	農地利用最適化推進委員	小嶋光一

## 9 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	忍田久夫	主査	野村純
副事務局長	柿沼映生	主査	河野敏浩
主幹	神立寛司	主事補	堀口優衣
副主幹	山崎明美		
副主幹	宮本晃宏		

## 10 産業観光部農政課職員

職	氏名	職	氏名
課長	高梨直人	主査	鈴木康則
副参事	藤倉良介	主任	竹見弘樹

## 11 開会

会長 石川秀夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和4年5月25日第461回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

1 2 議事録署名委員選任の件

議長 石川秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 小野澤実

---

委員 若海玄平

---

委員 竹ノ谷敏彦

---

1 3 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書4月分について報告する。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書については、合計5件、17筆、3,689㎡である。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計11件、17筆、5,741.64㎡である。農地改良届出書については、合計9件、14筆、8,308㎡である。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農業用施設届出書については、合計2件、2筆、130㎡である。農地法第5条の規定による許可指令書取消願については、合計1件、4筆、4,072㎡である。相続税の納税猶予に関する3年毎の農業継続証明書については、合計6件、49筆、52,836㎡である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明報告書については、合計3件、7筆、5,741㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計10件、99筆、69,125㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の整理番号5番の届出地には、大雨時に地域の雨水を受けている。そのことについて、事務局はどう思うか。」と

の発言があった。

事務局は「民間事業の届出であることから、地域の雨水は考慮していない事業である。一方、届出地の雨水については河川課と協議を行っている。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、議事を進めた。

#### 議案第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定  
による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数30件、総筆数88筆、総面積74,084.07㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から30番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から30番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第 2 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 2 号議案は、件数 2 件、総筆数 3 筆、総面積 2, 908 m<sup>2</sup>について意見照会があった。申出地は令和 4 年 1 月 15 日から既に利用権設定されている農地である。第 2 号議案は、その農地について、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用配分計画（案）についての市長からの意見照会である。議案説明資料のとおり、農用地利用配分計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることでよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 2 号について原案どおり決定する。

議案第 3 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数2件、筆数5筆、面積2,860㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番、2番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番、2番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

#### 議案第4号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数3件、筆数11筆、面積7,729㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から3番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行った。



議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から3番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

#### 議案第5号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に  
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第5号議案は、件数12件、筆数17筆、面積4,459.63㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から12番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことでよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から12番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として

許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

#### 議案第6号

農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長は別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「議案第6号における市農業振興地域整備計画については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2により「農業振興地域整備計画の策定、変更を行うときは農業委員会の意見を聴くものとする。」と規定されている。川越市では、毎年3月末と9月末を締め切りとして、年2回の申出を受付けており、各申出について、それぞれ5月と11月の総会において、農業委員会の意見を付すこととしている。」との説明を行なった。

議長は農業振興地域整備計画の変更について、農政課に概要説明を求めた。

農政課は「案件の概要を説明する。重要変更として、敷地拡張5件、住宅5件、組合員による駐車場1件、合計11件、面積6,936.50㎡である。議案説明資料のとおり、重要変更である整理番号1番から11番については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件のすべてを満たしているため、やむを得ないものと考えられる。」と

の説明を行なった。

議長は委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から11番については「やむを得ない」と意見することで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第6号について原案どおり意見を付すことに決定する。

#### 議案第7号

川越市農業委員会の「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価は、昨年度、農業委員会が取り組んできた業務についてまとめたものである。農業委員会における活動等の実施状況については、農業委員会法の規定でインターネット等により公表することが定められており、それぞれの様式、項目、出典図書等についても農林水産省が規定したものに基づき作成している。なお、当該実施状況等については、6月30日までに公表するものとされているため、本総会での決定の後、速やかに手続を進める予定である。それでは、議案別冊1ページの「農業委員会の状況」について説明する。「1農業の概要」については、農林水産省が定めた様式の中で、各項目に対して、指定された統計資料により作成している。

耕地面積については、耕地及び作付面積統計に基づき記載している。経営耕地面積については、農林業センサスに基づき記載している。なお、今回記載している農林業センサスは2020年版である。遊休農地面積及び農地台帳面積については、令和3年度に実施した利用状況調査などの実績である。中段左の総農家数等、中央の農業就業者数は、農林業センサスに基づき記載している。中段右の認定農業者等の経営数については、農政課からの資料に基づいて作成している。「2 農業委員会の現在の体制」については、新制度に基づく農業委員会の表に、現在の体制を記載している。2ページ「担い手への農地の利用集積・集約化」について説明する。「1 現状及び課題」について、令和3年4月現在の管内の農地面積3,230ヘクタールに対して、これまでの集積面積は500.8ヘクタールで、集積率は15.5パーセントである。課題欄については、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画と同様となる。「2 令和3年度の目標及び実績」については、集積目標は607.7ヘクタールに対して、集積実績は524.9ヘクタールである。そのうち、新規実績は24.1ヘクタールであり、達成状況は、86.3パーセントである。「3 目標の達成に向けた活動」の活動計画であるが、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画と同様となる。活動実績は、「人・農地プラン」の実質化へ向けて支援を行い、地域担い手への面的集積を促進するため、関係機関との連携を図れた。農地中間管理事業について

ては、利用権による貸借等の権利移動の支援を行なった。

「4 目標及び活動に対する評価」について、目標に対する評価は、集積面積の目標は達成できなかったが、活動に対する評価は計画どおりの活動ができた。3ページ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」について説明する。「1 現状及び課題」の新規参入の状況について、平成30年度は0である。令和元年度は1経営体で農地面積は0.6ヘクタール、令和2年度は1経営体で農地面積は0.7ヘクタールである。課題欄については、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画と同様となる。つぎに「2 令和3年度の目標及び実績」については、令和3年度の参入目標6経営体で農地面積は3ヘクタールだったが、実績はなかった。「3 目標の達成に向けた活動」の活動計画については、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画と同様となる。活動実績は、関係機関と連携して啓発活動を行い、新規参入を推進した。「4 目標及び活動に対する評価」について、まず、

目標に対する評価は、目標を達成できなかった。つぎに、活動に対する評価は、計画どおりの活動ができた。4ページ

「遊休農地に関する措置に関する評価」について説明する。

「1 現状及び課題」については、令和3年4月現在の管内の農地面積3,252.8ヘクタール、遊休農地面積は22.8ヘクタールで、割合は0.7パーセントである。課題については、令和3年度の活動計画と同様となる。つぎに

「2 令和3年度の目標及び実績」、「3 2の目標の達成に

向けた活動」について併せて説明する。令和3年度の目標及び実績については、遊休農地解消目標8ヘクタールの達成に向けて、活動計画のとおり、8月に農地の利用状況調査を実施し、遊休農地の解消に向けて活動した結果、解消実績は、9.4ヘクタールで、達成状況は117.5パーセントである。つぎに、農地の利用意向調査の実績については、調査筆数274筆、調査面積18.1ヘクタールの農地を対象として、10月に実施した。「4 目標及び活動に対する評価」について、まず、目標に対する評価であるが、遊休農地解消に向けて、日々の農地パトロールや所有者などへの指導を実施した結果、多くの農地が保全され、目標を達成できた。つぎに、活動に対する評価であるが、農地の利用状況調査及び農地の利用意向調査について、農地法及びその運用等に基づき、計画どおり実施することができた。5ページ「違反転用への適正な対応」について説明する。「1 現状及び課題」については、令和3年4月現在の違反転用面積は1.6ヘクタールである。課題欄については、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画と同様となる。「2 令和3年度実績」について、令和3年度に解消された違反転用地はなかったため、実績は1.6ヘクタールとなる。「3 活動計画、実績、評価」について、まず、活動計画であるが、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画と同様となる。つぎに、活動実績は現地調査を行い、口頭等による是正指導を行った。また、委員さんによる農地パトロールを実施した。

つぎに、活動に対する評価は計画通りに活動できた。6 ページ「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」について説明する。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検は、件数のみ報告する。「1 農地法第3条に基づく許可事務」の件数は54件、「2 農地転用に関する事務」の処理件数は184件である。7 ページ「3 農地所有適格法人からの報告への対応」の件数は、3法人からあった。つぎに「4 情報の提供等」について説明する。まず、「賃借料情報の調査・提供」の実施状況については、調査対象賃貸借件数は、32件で、令和3年7月にホームページ等で公表している。つぎに「農地の権利移動等の状況把握」の実施状況については、調査対象権利移動等件数は2,590件で、令和4年3月に集計を行い、県を通じて国へ報告している。「農地台帳の整備」の実施状況については、整備対象農地面積は3,361ヘクタールである。データ更新については、農地利用状況調査結果、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、随時更新をしており、公表は農地ナビでしている。8 ページ「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」について説明する。「農地利用最適化等に関する事務」についての「要望・意見」として、高齢や体調不良のため耕作が困難な農地所有者から、農地の管理及び利用調整の相談や、非農家である農地所有者や遊休農地所有者から、農地の管理及び利用調整についての相談があった。「対処内容」として、農業

委員及び農地利用最適化推進委員が、地域内で耕作できる担  
い手を探し、農地の集積・集約を図ることができた。また、  
農業委員及び農地利用最適化推進委員が、協力して除草作業  
等を行うことで、遊休農地の未然防止や解消ができた。「農  
地法等によりその権限に属された事務」について、「要望・  
意見」はなかった。「事務の実施状況の公表等」について説  
明する。「1 総会等の議事録の公表」については市のホー  
ムページに公表している。「2 農地等利用最適化推進施策  
の改善についての意見の提出」について、意見の提出件数は  
1件で、提出先は川越市である。「意見の概要」として、優  
良農地の保全等の推進のための支援、営農環境の維持・向上  
の推進のための支援などである。「3 活動計画の点検・評  
価の公表」については、市のホームページに公表してい  
る。」と説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第7号川越市農業委員  
会の「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・  
評価」の決定について、原案どおりとすることで、採決に入  
る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第7号について、  
原案どおり決定する。



#### 1 4 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第 4 6 1 回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

#### 1 5 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 4 年 6 月 1 日

---

議 長 石 川 秀 夫

---

委 員 小 野 澤 実

---

委 員 若 海 玄 平

---

委 員 竹ノ谷 敏 彦

---